電気火災を防ごう

平成 18 年度防火標語
「消さないで あなたの心の 注意の火。」

電気だから「安心」と思っていませんか？

配線やコンセントからの出火

電気火災の中で最も多いのが、配線関係の出火です。タコ足配線などの誤った使用はもちろんですが、特に注意したいのが、コードの劣化や**トラッキング現象**による火災です。

トラッキング現象とは、コンセントに差し込んだプラグ周辺に湿気を帯びたほこりが付着し、微少なショートが起きてプラスチック部分が炭化し電気の通り道ができ、やがてプラグの刃と刃の間に大量の電気が流れるようになり、最後にはショートし、発火する現象をいいます。

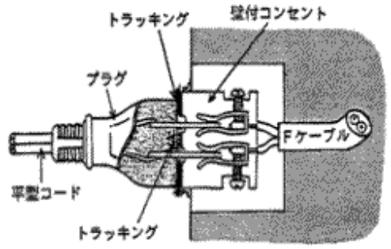

電気火災を防ぐポイント

- ◆プラグを抜く時は、コード部分を持たずプラグ本体を持つようにする。
- ◆コンセントに差したままのプラグはつねに**点検、清掃**する。
- ◆コードが家具の下敷きになったり、折れ曲がっていないか**点検**する。
- ◆コードを束ねたり、ねじれたままで使用しない。
- ◆ビニールコードを柱などにステップル止めしない。
- ◆コードは許容電流以下で使用する。
- ◆差し込みプラグはコンセントと**緩みがないか**。
- ◆コードを接続する場合は電線と直接接続をやめ、接続器を使用する。
- ◆電気製品は取扱説明書をよく読み正しく使用する。

お問い合わせ
- ●富岡消防署 予防係 ☎22−2119
- ●楢葉分署 ☎25−2119
- ●川内出張所 ☎38−2119

双葉地方広域市町村圏組合 職員採用試験のご案内

双葉地方広域市町村圏組合では、職員の採用候補者（高校卒業程度）の試験を次のとおり行います。

1 採用予定人員

(1)一般事務	2名
(2)消防	6名

2 受験資格

(1)一般事務　高校卒業程度
昭和58年4月2日～平成元年4月1日までに生まれた方
（学歴は問いません）

(2)消防
昭和53年4月2日～平成元年4月1日生まれの方で、自動車運転免許取得者又は平成19年3月末日まで取得見込みの方
（学歴は問いません）

3 試験の方法

(1)第1次試験…教養試験、適正検査
(2)第2次試験…
第1次試験合格者に対し、次の試験を行います。
①一般事務…小論文、個別面接
②消防…体力測定、小論文、個別面接

4 試験の期日及び場所

(1)第1次試験…平成18年9月17日(日)
富岡町「双葉地方会館」
(2)第2次試験…平成18年11月中旬

5 受験手続及び受付期間

(1)申込用紙の請求
双葉地方広域市町村圏組合事務局、消防本部、消防署、分署及び出張所で申込用紙を交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書し、80円切手を貼った宛名明記の返信用封筒を必ず同封のうえ請求して下さい。
(2)受付期間
●平成18年7月12日（水）から同年8月11日（金）まで。
●受付時間は月曜日から金曜日の執務時間中に限ります。
●郵便による申込書提出の場合は、平成18年8月9日（水）までの消印のあるものに限り受付けます。

6 お問い合わせ先

双葉地方広域市町村圏組合事務局
総務課総務係
☎0240−22−3333

平成19年度

広野町職員（高校卒程度）採用候補者試験のお知らせ

広野町職員（高校卒程度）採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務
採用予定人員	若干名

2 受験資格

昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者で、高校以上を卒業した者若しくは平成19年3月までに卒業見込みの者
ただし、平成19年度広野町職員（資格免許職）採用候補者試験に応募した者を除きます。
なお、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。
(1)日本の国籍を有しない者
(2)成年被後見人又は被保佐人
(3)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(4)本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
(5)日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

高校卒業程度で次により行います。
(1)第1次試験
教養試験
職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。
(2)第2次試験
第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び小論文による試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	平成18年9月17日(日)	受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00	富岡町小浜481 富岡町総合スポーツセンター スポーツ交流館 ☎(0240)22−2690	平成18年11月上旬広野町役場掲示場に合格者番号を掲示するほか合格者に通知します。
第2次試験	第1次試験合格者に通知いたします。		広野町役場会議室	広野町役場掲示場に合格者番号を掲示し、合格者に通知します。

6 合格者の採用

(1)合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
(2)初任給は、本町の給料表によるが、この他通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1)申込用紙の請求
申込用紙は、本町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「高校卒程度試験申込用紙請求」と朱書し、80円切手をはった宛先明記の返信用封筒（サイズ：定形）を必ず同封してください。
(2)申込の方法
①申込用紙に必要事項を記入して、本町役場に提出してください。申込書を郵送する場合は80円切手をはった自分宛の封筒を同封し、その表に「高校卒程度試験申込」と朱書して送付してください。
②受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6㎝×横4.5㎝）1枚を写真欄にはって受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真のはってない場合は、受験できません。）
(3)受付期間
平成18年7月12日（水）から同8月11日（金）まで
（執務時間中8：30～17：15に限ります。）
郵便による申込書提出の場合は、平成18年8月11日（金）午後5時までに受領したものに限ります。

8 その他

(1)受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
(2)1次試験の際には、上履きを持参してください。
(3)この試験に関し不明な点は、本町役場総務課総務グループ（☎0240−27−2111）に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、80円切手をはった宛名明記の返信用封筒を必ず同封してください。